

## 加美町議会だよりモニター設置要綱

平成23年6月10日

議会訓令第5号

改正 平成29年4月5日議会訓令第2号

改正 令和6年5月15日議会訓令第1号

(設置)

第1条 加美町議会の広報(以下「議会だより」という。)は、町民と議会のパイプ役との考えに立ち、議会だよりの企画及び編集等に関して、広く町民から意見や要望を聴取し、よりわかりやすく、より充実した広報活動に資するため、加美町議会だよりモニター(以下「モニター」という。)を設置する。

(職務)

第2条 モニターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 発行された議会だよりについて意見を述べる。
- (2) アンケート調査等に回答する。
- (3) 議会広報常任委員会委員(以下「広報委員」という。)と意見交換等を行うモニター会議に出席する。
- (4) 地域の情報等を提供する。
- (5) その他議長が必要と認めたこと。

(資格)

第3条 モニターは、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) 18歳以上の町民であること。
- (2) 議会広報常任委員会が目指す「誰もが読みやすい広報紙づくり」に賛同し、協力する者であること。
- (3) 国及び地方議会の議員並びに常勤の公務員でない者であること。

(定数及び任期)

第4条 モニターの定数は18人とする。

- 2 モニターの任期は、委嘱した日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員が生じた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委嘱)

第5条 モニターは、広報委員が推薦した者の中から議長が委嘱する。

- 2 前項の規定によるモニターの委嘱にあたっては、モニターの年齢、性別、居住地に著しい偏りが生じないように配慮して委嘱するものとする。

(解任)

第6条 モニターが次の各号のいずれかに該当するとき、議長はモニターを解任することができる。

- (1) 第3条に規定する資格を失ったとき。
- (2) モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が解任する必要があると認めたとき。

(意見等の報告及び処理)

第7条 モニターの報告の方法は、別に定めるところにより行うものとする。

2 モニターから提出された意見や要望、回答等は、常に適正な処理及び分析を行い、議会の広報活動に反映させるよう努めるものとする。

(謝礼)

第8条 モニターに対する謝礼は、予算の定める範囲内において支給するものとする

(庶務)

第9条 モニターに関する庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する

附 則 (平成29年4月5日議会訓令第2号)

この訓令は、平成29年4月5日から施行する

附 則 (令和6年5月15日議会訓令第1号)

この訓令は、令和6年5月15日から施行する